



一般 相模原青色申告会からのお知らせ

電話 (042) 756-4104
FAX (042) 753-5836

平成30年1月4日～10日の年末調整指導会期間中は記帳指導を行いません。記帳の相談等は必ず下記の指導会にお越しください。

記帳確認・決算書作成準備指導会

要予約

消費税事前 個別 相談会

この「**記帳確認個別指導会**」は、皆様が1年間苦労して記帳した帳簿等の内容を確認させていただき指導会です。この指導会期間中に、正しく記帳されていると確認を受けますと、確定申告の際に「**記帳確認印**」を青色申告決算書に押させていただきます。また、**平成30年1月23日～3月15日**（所得税）の期間の**先行予約**ができます。

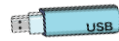
特に決算申告個別指導会『2月1日～3月15日（消費税は3月30日まで）』では、記帳指導は行いませんので、記帳についての相談は、必ずこの期間にお済ませいただきますようお願いいたします。

※**寄附金控除・（初めて）住宅借入金等特別控除**を受ける方は、事前にご相談をお願いします。

- <持ち物> ◎現在記帳されている全ての帳簿 ◎事業用預金通帳等
 ◎平成27年・28年分青色申告決算書（ある方のみ）
 ◎平成29年分月別総括集計表（簡易簿記の方）
 又は、合計残高試算表（複式簿記の方）
 ◎事業用固定資産の購入等でご不明な点があればその資料（車両購入の注文書など）
 ◎弥生会計（やよいの青色申告）をご利用の方は、ノートパソコン
 又はバックアップデータを保存したUSBフラッシュメモリー等

『やよいの青色申告』で記帳されている方のバックアップの方法

- 記録媒体（USBメモリーなど）をパソコンに挿入する。
 - 弥生会計（やよいの青色申告）を起動する。
 - 画面左上のツールバーの「ファイル」から「バックアップ」をクリック。
 - 「保存場所」が①の記録媒体になっていることを確認する。（USBメモリーの場合はリムーバブルディスクなどが表示されます）
 - ④で違う保存場所の場合は**参照**をクリックし、正しい保存場所を指定して**保存**をクリックする。
 - OK**をクリック。
 - USBメモリーなどを開き、保存されているか確認する。（例 弥生会計15バックアップファイル）
- ※USBメモリーをお持ちではない方、当会でも販売（1個/900円）しております。



<開催日程>

※11月9日から開催しております。

平成29年12月						
日	月	火	水	木	金	土
					1 青	2
3	4 青	5 青	6 青	7 青	8 青	9
10	11 青・高	12 青・高	13 青・高	14 青・高	15 青・高	16
17	18 青	19 青	20 青			

<会場・時間>

青	青色会館 (中央区中央3-11-5) 予約できる時間： (午前) 9時・10時・11時 (午後) 1時・2時・3時 【2日と16日の土曜日は通常業務です】
	高相合同庁舎 (南区相模大野6-3-1) 予約できる時間： (午前) 9時・10時・11時 (午後) 1時・2時・3時 【11日(月)のみ午前10時からです】

決算書作成指導会と決算申告個別指導会の期間『平成30年1月23日～3月15日』（消費税は3月30日まで）は**予約制**です。

従業員や青色専従者給与の支払いのある事業主さんへ

年末調整個別指導会 (予約不要)

「年末調整」は、青色事業専従者や従業員（パート・アルバイト含む）を雇用する事業主が必ず行わなければならない源泉徴収した所得税の精算を行う事務手続きです。これは、従業員等の確定申告に近い性質を持っています。計算方法等に関する不明点や不安などがある方は必ずこの指導会で相談ください。

会場	日付	受付時間
青色会館 中央区中央3-11-5	平成30年1月4日(木)	午前9:00~11:00
	~1月10日(水)	午後1:00~3:30
高相合同庁舎 南区相模大野6-3-1 <small>※お越しの際は、近隣の駐車場をご利用いただくか、公共交通機関をご利用ください。</small>	平成30年1月4日(木)・5日(金)・9日(火)・10日(水)	午前9:00~11:00 午後1:00~3:30 <1月4日(木)のみ午前9:30から受付>

- <持ち物>**
- 平成29年分 給与所得・退職所得に対する所得税の源泉徴収簿
 - 事業主の個人番号（マイナンバー）カードの両面コピー 又は、マイナンバーの通知カード及び身元確認書類（運転免許証など）のコピー
 - 平成29年分 扶養控除等申告書（個人番号（マイナンバー）を記入したものの）及び、従業員等の配偶者や扶養親族に給与等の収入がある方はその金額（見込額）がわかるもの（扶養控除等の適用判定に必要です）
 - 納付書「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」
 - 印鑑（認印で可）
 - 従業員等が加入している生命・個人年金保険、地震（長期損害）保険等の控除証明書
 - 従業員等が加入している小規模企業共済、国民年金（基金含む）の控除証明書
 - 従業員等が負担している国民健康保険税等の金額がわかるもの
 - 従業員等に平成29年中前職があり、年末調整をする場合には、その前職の給与の源泉徴収票
 - 従業員等が住宅借入金等特別控除（2年目以降のみ）を受ける場合には、給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書及び住宅借入金残高証明書
 - 平成28年分の上記①と②の記入済みの用紙（ある方）

<その他> 事業主の確定申告をされる際に、この指導会で作成した源泉徴収簿が必要となりますので、大切に保管願います。上記1月の期間中は記帳に関する相談はご遠慮ください。

減価償却資産の登録<新規・変更(購入・売却・廃棄等)>のご案内

当会では、会員の皆様の**減価償却資産**（青色申告決算書3ページ目に記載する情報）の登録（任意）を当会のコンピューターにて無料で行ってまいります。**減価償却費の計算後、確定申告時期にお渡しいたしますので、皆様のお手間がかからなくなります。**11月までに登録・変更の資料をお持ちいただいた方は、減価償却費の計算後の用紙は、12月以降にお渡しできます（印刷代10円/枚）。それ以降に資料をお持ちいただいた方は1月以降にお渡しになりますので、ぜひお早目に登録のご協力をお願いいたします。

<対象者> 減価償却資産を新規に登録希望の方、又は変更（購入・売却・廃棄等）した方

- <持ち物>**
- 平成27年・28年分青色申告決算書控等（ある方のみ）
 - 平成29年中に新たに減価償却資産の購入等をした方は、その明細（購入日・金額等）のわかる書類【注文書・請求書など】

※減価償却資産とは、事業用として購入した取得価格10万円以上の減耗する資産（建物・建物附属設備・工具器具備品・車運搬用具など）で使用可能期間が1年以上の物を指します。

（例）建築した建物・給排水設備等・自動車・パソコンなど

減価償却資産を登録するメリット

- ①面倒な減価償却の計算から解放されます。
- ②減価償却制度の改正などに対応します。
- ③決算書の作成指導が短時間で済みます。
- ④計算ミスや記載間違いなどが軽減されます。
- ⑤原則として費用は用紙の印刷代のみです。



予約制について、事前のお知らせ!

☆平成30年実施の決算書作成指導会・決算申告個別指導会

『1月23日~3月15日（消費税は3月30日まで）』の期間は**予約制**です☆

<予約の方法について>

- ①**記帳確認・決算書作成準備指導会（1月9日~12月20日）**にお越しいただき、正しく記帳されていると確認を受けることができましたら、**先行予約**ができます。
- ②平成30年1月以降（12月配布の『予約の方法』参照）に予約専用電話で予約ができます。

☆決算書作成指導会（1月23日~1月31日）

☆決算申告個別指導会（2月1日~3月15日）

<注意事項>

- ①1月以降の指導会について、**12月中は電話による予約は一切受け付けておりません。**予約専用電話番号は、毎年変更しております。
 - ②予約対象者は当会の正会員及び準会員Aの方です。新規入会の方は直接お越しください。
 - ③指導時間は**1回の予約につき約50分**です。1回の指導でご相談が終わらなかった場合は、再度ご予約願います。
- ※決算書を作成するための相談は1月までに終わらせていただきますようご協力をお願いいたします。

- ④決算申告個別指導会『2月1日~3月15日』の間中は、記帳についての相談および年末調整の相談はお受けできません。

なお、記帳についての相談は、**記帳確認期間（12月20日まで）**、年末調整の相談は、**年末調整指導会（1月10日まで）**にお越しください。

- ⑤**消費税申告個別指導会**は、『2月1日~2月28日（所得税と同時可）』及び『3月16日~3月30日』に行います。

※3月1日~3月15日は**所得税の決算申告指導のみ**となります。

平成30年 1月

日	月	火	水	木	金	土
		2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

平成30年 2月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28			

平成30年 3月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

青 青色会館（中央区中央3-11-5）
予約時間：午前9時・10時・11時/午後1時・2時・3時
【3月15日は午前のみ】

高 高相合同庁舎（南区相模大野6-3-1）
予約時間：午前9時・10時・11時/午後1時・2時・3時
【2月22日は午前10時から】

相模原青色申告会の年内の通常業務は12月27日（水）までです。新年は1月4日（木）より通常業務を開始いたしますので、よろしくお願いたします。